○農林水産省告示第二千六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市奥飛騨温泉郷神坂字右俣七一六の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大野郡白川村大字尾神字境谷一五（国有林）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁並びに高山市役所及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県二本松市杉沢字江戸内一四〇の五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市一の宮町宮地字東小中尾五三七三の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町柚木字西ノ迫二七四の一、二七六の一、二七六の二、二七七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西ノ迫二七四の一・二七六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字夫婦石五二八三の九二から五二八三の九七まで、五二八三の九〇・五二八三の九一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字夫婦石五二八三の九〇、五二八三の九一・五二八三の九二・五二八三の九五・五二八三の九七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二十四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

第二項の表佐賀ＶＯＲの項中「平成10年７月28日」の次に「（平成25年11月14日から平成26年２月５日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

肥　前上空	同じ	N33°09′	E130°18′	110.65	100な	し	ＨＺＥ	24時間	平成25年11月14日	肥前ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第四項の表下地島１７１ＬＳの項中「平成７年２月４日から供用再開」を「平成25年11月14日から平成26年１月８日まで供用休止」に改める。

第五項の表佐賀ＤＭＥの項中「平成10年７月28日」の次に「（平成25年11月14日から平成26年２月５日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

肥　前上空	同じ	N33°09′	E130°18′	1,130	1な	し	ＨＺＥ	24時間	平成25年11月14日	肥前ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

附　則

この告示は、平成二十五年十一月十四日から施行する。

○気象庁告示第十一号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第四十六条の規定に基づき、東京ボルメット無線電話通報規則（昭和三十四年気象庁告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月十七日から施行する。ただし、改正後の別表第二の規定は、施行日の十五時以後の放送について適用し、同日十五時前の放送については、なお従前の例による。

平成二十五年十月十七日

気象庁長官　羽鳥　光彦

別表第二㈱3中「00時、06時、12時及び18時」を「03時、09時、15時及び21時」に、「27時間」を「30時間」に改め、同表㈱4中「有効時間」を「有効期間」に改める。